

## 特集《調査》

無効審判において新規性なしと判断された  
事件から考察する精度の高い調査方法

会員 尼崎 浩史

## 要 約

無効審判において審査段階では引用されていない新たな先行技術文献が証拠として提示され、特許法第29条第1項第3号（新規性：刊行物公知）で特許が無効となった事件は、同一の発明が記載された先行技術文献が審査段階で見落とされていた可能性が高いと考えられる。本稿では、審査段階における先行技術調査の検索式と審判における新たな先行技術文献の内容とを精査することで、その先行技術文献が審査段階で見落とされた理由を検証した。その結果、①検索式が不適切であった点と、②発明の認定・理解が不十分であった点が主な要因であると推測した。さらに、①検索式が不適切であった要因としては、検索対象を限定しすぎた点、特許分類が適切でなかった点、キーワードが適切でなかった点が考えられる。また、②発明の認定・理解が不十分であった要因としては、調査対象となる本件発明の認定や理解が不十分だった点、先行技術文献に記載された発明の認定や理解が不十分であった点が考えられる。そして、これらの要因が単独又は複合的に作用して先行技術文献の見落としにつながったと結論した。さらに、この結論に基づいて、調査漏れが少なく精度が高い調査方法を考察した。

## 目次

1. はじめに
2. 先行技術調査の手順
3. 事例の検証方法
4. 検証結果の概要
5. 検索式が不適切なケース
  - (1) 検索対象の限定について
  - (2) 特許分類の選定について
  - (3) キーワードの選定について
6. 発明の認定・理解が不十分なケース
  - (1) 本件の認定・理解について
  - (2) 先行技術文献に記載された発明の認定・理解について
7. 精度の高い調査方法の考察
8. おわりに

## 1. はじめに

無効審判において、審査段階では引用されていない新たな先行技術文献が証拠として提示され、特許法第29条第1項第3号（新規性：刊行物公知）で特許が無効となった事件は、同一の発明が記載された先行技術文献が審査段階で見落とされていた可能性が高いと考えられる。このような事件において、審査段階での検索式を精査することで、証拠となった先行技術文献が審査段階で見落とされた理由を検証し、どのようにす

れば調査漏れを少なくして調査精度を高くすることができるかを考察した。

## 2. 先行技術調査の手順

特許庁における先行技術調査の手法について概説する。先行技術調査では、まず調査対象となる発明の認定を行う。詳細には、明細書と図面全体の記載に基づいて発明の内容を把握し、どのような点が発明のポイントであるかを理解する。

次に、認定した発明を基にして検索式に使用する検索キー（特許分類・キーワード）を決定する。主な特許分類には、IPC（国際特許分類）、FI（ファイルインデックス）、Fタームがある。FIはIPCをベースにして更に細分化した特許分類である。また、Fタームは、発明の目的や材料など複数の観点から細分化した特許分類である。Fタームは、5桁の「テーマコード」（例：「4J002」）と、英字2桁の「観点」（例：「BD」）及び数字2桁（例：「03」）から構成され、テーマによっては更に1文字の「付加コード」が付加される場合がある。なお、以下では、観点と数字を合わせた4桁（例：「BD03」）を「Fターム」と呼ぶ。特許庁の先行技術調査ではFIとFタームのいずれか一方又は両方が

使用されることが多いが、これは、FIはIPCよりも更に技術内容別に細分化されており、Fタームは様々な観点から多面的に付与されていることから、調査範囲の絞り込みが容易であるためである。特許分類の選定には、調査対象となる文献（以下、「本件」という）に付与されている特許分類を参考にすることが多い。

一方、キーワードには、フリーワードとフルテキストがある。フリーワードには、パトリスフリーワード、審査官フリーワード、しおりフリーワードの3種類があり、いずれも発明の概要を表している。フリーワード検索を行う場合は、「??フリーワード」のように記号「??」を使用する。フルテキストは明細書等の全文の文字列であり、フルテキスト検索を行う場合は、「フルテキスト/TX」のように記号「/TX」を使用する。

検索の際は、特許分類どうしやキーワードどうしの掛け合わせ、特許分類とキーワードの掛け合わせなど、通常は複数の検索キーを組み合わせて複数の検索式を作成する。

特許庁の審査では、主に外部機関である登録調査機関が先行技術調査を行って審査官に結果を報告し、審査官はその結果をもとに拒絶の理由があるかどうかを判断する。審査官は、必要に応じて自ら検索を行うこともある。外部機関の検索式は、検索報告書として閲覧することができる。

### 3. 事例の検証方法

審決の検索は、「特許審決データベース」（アスタミューゼ株式会社）を使用し、以下の条件で行った。検索日は2013年8月30日、ヒット件数は555件であった。

- ・条文検索: 特29条1項3号
- ・審級の種類: 1: 審判
- ・審判の種類: 1: 無効
- ・判示事項別分類: 113: 1項3号 刊行物記載
- ・結論内容による区分: Z: 無効とする。(申立て全部成立)

ヒットした555件の審決の内容を確認し、審査段階で引用されていない新たな証拠が審判段階で提示され、その証拠によって特許法第29条第1項第3号違反（新規性なし：刊行物公知）と判断されたものを抽出した。なお、新たな証拠は、国内特許・実用新案文献のみとし、その他の刊行物（外国特許文献、PCT出

願、非特許文献）については抽出対象外とした。また、分割不適法により出願日の遡及が認められず、親出願が引用されて新規性なしと判断されたものも抽出対象外とした。その結果、該当する事件は70件であった。そのすべてについて、特許電子図書館（IPDL）の「審査書類情報照会」か、あるいはインターネット出願ソフトの閲覧請求により、検索報告書の確認を行った。その結果、検索報告書が確認できた事件は13件であった。さらに、補正によって出願時の特許請求の範囲の技術分野が他の技術分野に変更された事件と、主要な発明特定事項が変更されて発明の内容が出願当初とは大きく異なった事件の計2件については、評価の対象外とした。これは、これらの事件では、審判の審理対象となる最新の特許請求の範囲と、検索式作成の基準となった出願時の特許請求の範囲の内容が大幅に異なることから、調査時には、最新の特許請求の範囲を想定して検索をすることが困難であったと考えられるためである。

最終的に抽出した11件を別表に記した。これら11件はいずれも、最新の特許請求の範囲が出願時と同じか、あるいは発明特定事項の一部が限定的に減縮されたものであり、出願時の特許請求の範囲に基づいた検索式で最新の特許請求の範囲を十分に調査できると判断した。

これら11件のすべてについて、検索式で使用されている特許分類やキーワードと、証拠に付与されている特許分類や証拠の明細書等に使用されているキーワードとを対比し、発明の認定・理解や検索式が適切であったかどうかなどを検証した。なお、証拠に付与されている特許分類の情報は、商用データベース「SRPARTNER」（株式会社日立システムズ）から入手した。紙面の関係上、検索報告書の見方についてはここでは省略する。必要であれば検索報告書について解説されたウェブページ<sup>(1)</sup>などを参照されたい。

### 4. 検証結果の概要

以下、検証結果の概要について説明する。審判における新たな先行技術文献が審査段階で発見されなかった主な要因として、①検索式が不適切であった点と、②発明の認定・理解が不十分であった点が挙げられる。①検索式が不適切であった要因としては、検索対象を限定しすぎた点、特許分類が適切でなかった点、キーワードが適切でなかった点が挙げられる。②発明

の認定・理解が不十分であった要因としては、調査対象となる本件発明の認定や理解が不十分だった点、先行技術文献に記載された発明の認定や理解が不十分であった点が挙げられる。これらの要因が単独又は複合的に作用し、その結果、審判での証拠が審査段階の検索でヒットしなかったか、あるいはヒットしていたとしてもスクリーニングの段階で見落とされたと推測される。

以下、個別の要因について説明する。なお、無効審判の対象になった特許発明や証拠の概要、検索式の内容などは、別表を参照されたい。

## 5. 検索式が不適切なケース

検索対象を限定しすぎた点、特許分類が適切でなかった点、キーワードが適切でなかった点のそれぞれについて、各事件の内容に基づいて詳細に解説する。

### (1) 検索対象の限定について

検索対象を限定しすぎて検索式を作成したため、より広い独立項の検索が十分でなかったと思われるケースが見受けられた。具体的には、従属項に限定しすぎたケースと、一部の要素のみに限定しすぎたケースとがあった。

#### (a) 従属項に限定しすぎたケース

従属項の拒絶理由が発見できれば独立項も拒絶できることから、調査では最初に従属項を対象にして検索を行うケースが見受けられる。審査基準<sup>(2)</sup>に「請求項に係る発明及び発明の詳細な説明に記載された当該発明の実施例について、単独で新規性・進歩性を否定し得る文献を発見したときは、その請求項に関する限り、調査を終了することができる。」と記載されているように、実施例に相当する従属項があればその従属項から調査を開始することは検索戦略としては自然であろう。

一方で、従属項に係る発明について拒絶理由を構成する先行技術文献が発見できなければ、より上位の従属項や最上位の独立項まで調査対象を広げる必要がある。しかしながら、今回検証した検索式には、従属項の検索に注力しすぎて、独立項の検索が不十分であったと思われるケースがいくつか見受けられた。

#### ●審判 No.6 (無効 2006-80263)

請求項1は、シリコンゴムロールの物性等に特徴のある発明であり、従属項である請求項2には「該シリコンゴム層のゴム硬度 (JIS K 6249) が20以下」が追加されている。一方、調査では、ほとんどの検索式 (式1~4) において、「硬度 (JIS K 6249)」に関するキーワードが掛け合わされており、実質的に従属項に限定した検索となっている。

#### ●審判 No.8 (無効 2007-800232)

請求項1は、主にアルミノシリケートの化学組成等に特徴のある発明であり、従属項では「K値」、「外表面積」、「孔直径」、「脱水」、「か焼」、「結晶化度」などが追加されている。一方、調査では、ほとんどの検索式で「K値」、「外表面積」など従属項でのみ使用されているキーワードが掛け合わされており、実質的に従属項に限定した検索となっている。

(考察)

従属項のみを対象とした検索で関連する先行技術文献が見つからなければ、より上位の従属項や独立項を対象に検索を行う必要がある。なお、工業所有権情報・研修館の研修テキスト<sup>(3)</sup>には、「必ず、独立請求項から検索を行う。」と記載されているように、基本的には独立項から調査を行うべきだったと考えられる。

#### (b) 一部の要素のみに限定しすぎたケース

独立項の発明特定事項が択一的記載で表される場合に、その一部の要素のみの検索に注力してその他の要素の検索が不十分なケースも見受けられた。

#### ●審判 No.9 (無効 2008-800249)

請求項1は、A成分とB成分を含む毛髪化粧品組成物に関し、B成分として、出願時(調査時)の請求項1には「芳香族アルコール、アルミニウム化合物、亜鉛化合物及びサポニンから選ばれる少なくとも一種」(最新の請求項1では「・・・少なくとも二種」に限定されている)が、従属項には「アルミニウム化合物又は亜鉛化合物と、サポニン」が記載されている。一方、調査では、キーワード「サポニン」や、これに関連するテーマコード「4C083」(化粧品)のFターム「AD39」(配糖体(糖脂質を含む))など、「サポニン」に関する検索タームが多くの検索式で掛け合わされて

おり、B成分については実質的に「サポニン」に限定した検索式となっている。なお、証拠（特開平10-194923号公報：甲第17号証，特開平4-69324号公報：甲第21号証）には、いずれもサポニンに関する記載が全くなく、B成分として他の成分（硫酸アルミニウムカリウムなど）が記載されている。

（考察）

択一的記載やマーカッシュ形式の一部の要素のみを対象とした検索で関連する先行技術文献が見つからなければ、他の要素を対象に検索を行う必要がある。

## （2）特許分類の選定について

検索式で使用した特許分類が証拠に付与されておらず、検索で証拠がヒットしなかったケースが見受けられた。具体的には、検索式で使用した特許分類が適切でないケースと、適切な特許分類が証拠に付与されていないケースの2つがあった。

（a）検索式で使用した特許分類が適切でないケース

検索式に適切な特許分類が使用されておらず、検索で証拠がヒットしなかったと考えられるケースが見受けられた。

### ●審判 No.5（無効 2006-80216）

請求項1は、テトラフルオロエチレンとパーフルオロ（アルキルビニルエーテル）の共重合体を成形して得られるチューブに関する発明である。証拠にはテーマコード「4J100」（付加系（共）重合体，後処理，化学変成）が付与されているが、このテーマコードは検索には使用されていない。本テーマコードのうち、Fターム「AC26」（テトラフルオロエチレン）、「AE39」（パーフルオロ（アルキルビニルエーテル））、「CA04」（2元共重合体）は本件の発明特定事項である「テトラフルオロエチレン」，「パーフルオロ（アルキルビニルエーテル）」，「共重合体」にそれぞれ直接関連しており、これらを掛け合わせた検索式（AC26 \* AE39 \* CA04）が適切であったと考えられる。なお、そもそも検索式が2つだけであることから、様々な視点での検索が十分にできていないと思われる。

### ●審判 No.6（無効 2006-80263）

請求項1は、シリコンゴム層とその外周に設けら

れたフッ素樹脂層を有する熱定着用シリコンゴムロールに関する発明である。検索式では、テーマコード「2H033」（電子写真における定着）は使用されているが、Fタームでの検索が行われていない。Fターム「BB05」（フッ素系樹脂・ゴム）と「BB06」（シリコン系樹脂・ゴム）は、本件の発明特定事項と直接関連しており、これらを掛け合わせた検索式が適切であったと考えられる。なお、検索式には4つの集合しかなく、本件も様々な観点での検索が不十分であると思われる。

（考察）

先行技術文献を見つけるためには、検索式で適切な特許分類を使用することが重要である。特許分類の選定には、まずは本件に付与されている特許分類を参考にして、本件の発明特定事項に対応するものを選択するとよいであろう。ただし、後述するように、適切なFタームが付与されない場合があるため、本件に付与された特許分類を全面的に信頼することなく、的確な特許分類を見つける必要がある。

（b）適切な特許分類が証拠に付与されていないケース

検索式では適切な特許分類が使用されているが、その特許分類が証拠に付与されていないため、検索で証拠がヒットしなかったと考えられるケースが見受けられた。さらに、証拠に付与された特許分類を精査すると、本件と同じ技術分野であるが他の特許分類が付与されていたケースと、本件とは異なる技術分野の特許分類が付与されていたケースがあった。

（b-1）本件と同じ技術分野であるが他の特許分類が付与されていたケース

本件と同じ技術分野の特許分類（同じテーマコード）が付与されているが、その中から適切な特許分類（Fターム）が付与されていないケースがあった。

### ●審判 No.10（無効 2008-800252）

請求項1は、プラスチック段ボールに関し、ライナーの厚さとリブの厚さの比率に関する発明である。テーマコード「4F100」（積層体(2)）のFターム「DD22」（独立空気室）は、ライナーとリブで囲まれる空気室に関する特許分類であり、本件発明の内容と直

接関連しており、検索式(式1~4)にも使用されている。一方、証拠(特開平2-241734号公報:甲第2号証)の明細書等を見ると独立空気室に関する構成が明細書や図面に記載されていることから、「DD22」は証拠に付与されてしかるべきであると考えられるが、証拠には「DD22」だけでなく、その下の階層のFターム(DD23~DD26)も付与されていない。このため、「DD22」を使用した検索式では、証拠がヒットしなかったと考えられる。

●審判 No.11 (無効 2009-800125)

請求項1は、シリコン物質と水混和性潤滑剤の混合物をコンペヤーの容器接触表面に適用して潤滑する発明である。テーマコード「4H104」(潤滑剤)のFターム「CJ01」(ケイ素含有高分子)や「AA21」(ケイ素含有化合物)は、本件発明の内容と直接関連しており、検索式(式11)にも使用されている。一方、証拠(特公昭49-17993号公報:甲第1号証,特開平1-96294号公報:甲第3号証)には、「CJ01」と「AA21」のいずれも付与されておらず、このため、上記のFタームを使用した検索式で証拠がヒットしなかったと考えられる。なお、これらの証拠の明細書等を見ると、いずれもシリコン物質は実施例の補助的な成分として使用されているに過ぎないため、シリコンに関するFターム「CJ01」や「AA21」が付与されなかったと考えられる。

(考察)

文献によっては適切なFタームが付与されないケースがある。したがって、検索式の作成では、Fタームを信頼しすぎることなく、必要に応じてキーワードを組み合わせるなどして検索漏れを防ぐようにすることが重要である。

(b-2) 本件とは異なる技術分野の特許分類が付与されていたケース

本件とは異なる技術分野の特許分類(異なるテーマコード)が付与されているケースがあった。

●審判 No.3 (無効 2005-80011)

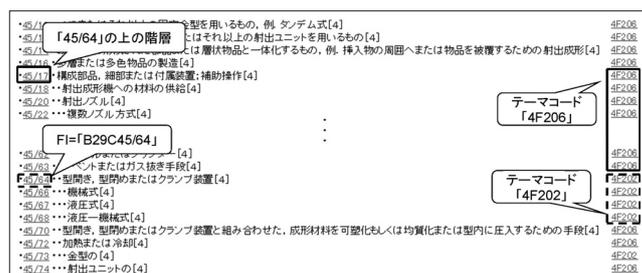
請求項1は、射出成形機の型締装置に関する発明である。本件には、FI「B29C45/64」(構成部品,細部または付属装置;補助操作>型開き,型閉めまたはクラン

プ装置)と、テーマコード「4F202」(プラスチック等の成形用の型)が付与されている。また、検索式には、テーマコード「4F202」が使用されている。一方、証拠(特開2000-301569号公報:甲第1号証)は、固定盤の支持構造に関する内容であり、FI「B29C45/17」(構成部品,細部または付属装置;補助操作)と、テーマコード「4F206」(プラスチック等の射出成形)が付与されているが、テーマコード「4F202」は付与されていない。テーマコード「4F202」は、すべての検索式で使用されていることから、検索で証拠がヒットしなかったと考えられる。

(考察)

上記のような文献の検索漏れを防ぐには、本件に付与されている特許分類の他に本件発明と関連する技術分野の特許分類を検索に使用する必要がある。関連する特許分類は、本件に付与されている特許分類の上の階層などから見つかることがある。

図1は、FIの「B29C45/00」の階層構造を示す一覧表示画面である。FIは階層構造になっており、ドット(・)の数が多いほど下の階層となっている。本件には「B29C45/64」(・・型開き,型閉めまたはクランプ装置)が付与されているが、その1ドット上の階層である「B29C45/17」(・構成部品,細部または付属装置;補助操作)とそれ以下の階層は、すべて射出成形の構成部品等の内容になっており、付与されているテーマコードは「4F202」と「4F206」の2つがあることがわかる。したがって、FI一覧を見れば、テーマコード「4F206」に関連する技術分野のテーマコードとして「4F202」が存在することがわかるため、検索式でテーマコード「4F202」を使用することを思いつくであろう。なお、テーマコードを限定せずにFIのみを使用した検索式も有効である。具体的には、例えば「B29C45/64」の上の階層である「B29C45/17」や、更に上の階層である「B29C45/00」などである。



(図1: FI「B29C45/00」の階層構造を示す一覧表示画面)

●審判 No.2 (無効 2004-80091)

請求項1は、「回転駆動力伝達機構」に関する発明である。本件には、テーマコード「3F033」(ローラコンベヤ搬送用ローラ)が付与されている。一方、証拠(実願昭62-145151号(実用新案全文昭64-50675)のマイクロフィルム：甲第1号証)は、「回転力伝導装置」に関する発明が記載されており、テーマコード「5H649」(電動クラッチ、電動ブレーキ)が付与されている。テーマコード「3F033」と「5H649」は互いに関連性の低い技術分野であるため、特許分類で限定した検索ではこのような先行技術文献を見つけることは難しいと考えられる。

(考察)

このような場合、特許分類を使用せずにキーワードのみの検索が有効である。特許分類を使用せずにキーワードのみの検索が有効な発明としては、抽象的な構造物や化合物自体(物質発明)などが考えられる。なお、検索式5,6では、FIやFタームといった特許分類を使わずにキーワードのみの検索を行っていることから、他の技術分野も含めて広く検索を行ったことが伺える。しかしながら、検索式5,6ではキーワードの選定が不十分であり、そのため検索で証拠がヒットしなかったと考えられる。

調査の際には本件に付与されている特許分類を参考にすることが多いが、それ以外の特許分類についても適宜使用する必要がある。本格的な調査の前に、例えばキーワードを使った簡単な予備検索で関連する技術分野の先行技術文献を数件見つけ、それらに付与されている特許分類を参考にして、検索に使用する特許分類を選定するなどの工夫が必要である。

(3) キーワードの選定について

検索式で使用したキーワードが証拠で使用されておらず、検索で証拠がヒットしなかったケースが見受けられた。具体的には、キーワードによる検索漏れの主な原因としては、検索式で同義語(同じ意味の単語)、狭義語(下位概念の単語や具体例)を使用しなかったケースがあった。

(a) 同義語について

本件の明細書等に記載されている単語ではなくその同義語が証拠に記載されているケースがいくつか見受

けられた。

●審判 No.9 (無効 2008-800249)

請求項1のB成分はアルミや亜鉛などから選択され、検索式2,11では「アルミ」と「亜鉛」が使用されている。一方、証拠(特開平4-69324号公報：甲第21号証)では、B成分の具体例である「硫酸カリウムアルミニウム」、「塩化アルミニウム」は、実施例中ではそれぞれ「 $\text{AlK}(\text{SO}_4)_2$ 」、「 $\text{AlCl}_3$ 」(第6表)と化学式で表されている。

●審判 No.10 (無効 2008-800252)

請求項1は、ライナーとリブの厚さの比率に関する発明である。検索式2~6にはキーワードとして「リブ」が使用されているが、証拠(特開平2-241734号公報：甲第2号証)では明細書等の全文に「リブ」は使用されておらず、代わりに「隔壁」が使用されている。このため、「リブ」を使用した検索式で証拠がヒットしなかったと考えられる。このような場合、「リブ」の同義語として「隔壁」を使用する必要がある。なお、「隔壁」については、テーマコード「4F100」(積層体)のFターム「DD22」(独立空気室)の下の階層である「DD24」(接合膜・隔膜を有するもの)におけるFターム解説に、「接合膜・隔膜を有するもの相互の空気室が接合膜(隔壁)によって隣接しているもの。」とあることから、この記載を参考にすれば、「リブ」の同義語として「隔壁」を想起しうると考えられる。なお、「Fターム解説」は、特許電子図書館のパテントマップガイドで確認することができる。

(考察)

キーワードを使用した検索で漏れを防ぐには、同義語の使用が有効である。同義語を探すには、一般には国語辞典や技術用語辞典を調べる方法などがあるが、上記のように特許分類の解説などから探すこともできる。また、化合物名の場合は化学式の使用も検討するべきであろう。

(b) 狭義語について

本件の明細書等に記載されている具体例等が証拠に記載されていたケースと、本件の明細書等に全く記載されていない他の具体例が証拠に記載されていたケースとがあった。

## (b-1) 明細書等で使用されている狭義語

本件の明細書等に使用されている狭義語（下位概念の単語や具体例）が証拠の明細書等に記載されているケースが見受けられた。

## ●審判 No.9（無効 2008-800249）

請求項 1 は、A 成分としてポリフェノール類を含有する植物エキスを含む発明であり、その具体例として請求項 2 に「オウゴンエキス」、「ワレモコウエキス」などが挙げられている。検索式 7、12 ではキーワードとして「ポリフェノール」が使用されている。一方、証拠（特開平 4-69324 号公報：甲第 21 号証）では、「ポリフェノール」という単語は使用されておらず、明細書中に「ジュ（ワレモコウの根）」と記載されている。したがって、単に「ポリフェノール」だけでなく、その具体例である「ワレモコウ」等も検索式に使用していれば、検索式で証拠がヒットしていた可能性がある。なお、検索式 6 では「ワレモコウ」を使用しているが、先に説明したように従属項に係る「サポニン」を掛け合わせているため、検索式で証拠がヒットしなかったと考えられる。

## ●審判 No.11（無効 2009-800125）

請求項 1 は、コンベヤーに沿った容器の通路を潤滑する発明であり、明細書中には「容器」の具体例として「ビン」（実施例）が記載されている。検索式 12、13 では、キーワードとして「容器」が使用されているが、「ビン」は使用されていない。一方、証拠（特公昭 49-17993 号公報：甲第 1 号証、特開平 1-96294 号公報：甲第 3 号証）のいずれにも「容器」という単語は使用されておらず、「ビン」と記載されている。本件の明細書等を参照すれば、検索式に「ビン」を使用することは十分に想定できたと考えられる。

## (考察)

このようなケースでは、本件の明細書等を注意深く読んで、そこに記載されている狭義語を検索式に使用していれば、検索漏れを防ぐことができた可能性がある。

## (b-2) 明細書等で使用されていない狭義語

本件の明細書等に使用されていない狭義語が証拠の明細書等に記載されているケースが見受けられた。

## ●審判 No.9（無効 2008-800249）

上述したように、請求項 1 は、A 成分としてポリフェノール類を含有する植物エキスを含む発明であり、その具体例として請求項 2 に「オウゴンエキス」、「ワレモコウエキス」などが挙げられている。さらに、段落 0011 には、ポリフェノール類を含有する他の植物エキスとして、「ブドウ葉エキス」、「アセンヤクエキス」なども記載されている。一方、証拠（特開平 10-194923 号公報：甲第 17 号証）には、「ポリフェノール」のみならず、「ワレモコウエキス」、「ブドウ葉エキス」など、本件の明細書等に例示されている植物エキスのいずれも記載されていない。証拠の実施例 8 には、植物エキスとして「アロエエキス」を含む油中水（W/O）型クリームが記載されているが、アロエエキスがポリフェノール類を含有するかどうかについては明細書等には記載されていない。しかしながら、審決では、ポリフェノール誘導体を含有する植物エキスとしてアロエから得られる植物エキスが特に好ましいことが他の証拠（特開平 8-301737 号公報：甲第 18 号証）に記載されていることから、アロエエキスにはポリフェノール類が含まれているとして、本件発明と証拠に記載された発明との同一性を認定している。

## ●審判 No.7（無効 2007-800188）

請求項 1 は、カーボンブラックの「平均粒子径」と「DBP 吸油量」に関する発明であるが、証拠（特開平 6-136273 号公報：甲第 1 号証）には平均粒子径と吸油量のいずれも記載されていない。しかしながら、証拠の実施例には、カーボンブラック〔デグッサ社製の FW18（商標）〕を使用することが記載されており、他の証拠（「カーボンブラック年鑑 2000」：甲第 3 号証）には本件発明の数値範囲を「FW18」が満たすことが記載されていることから、審決では本件発明と証拠に記載された発明との同一性を認定している。

## (考察)

このように、本件の明細書等に記載されていない具体例や製品名などを検索時に想起して検索式にそのキーワードを使用することは、調査担当者が単独で行うには難しいであろう。技術者の協力を得るなどして、明細書等に記載されていない具体例や製品名などを確認することが好ましいと考えられる。

## 6. 発明の認定・理解が不十分なケース

検索式で証拠がヒットしていたが、スクリーニングで抽出できなかったと思われるケースが数件あった。その原因について検証したところ、主に調査対象となる本件発明の認定・理解が不十分であったケースと、先行技術文献に記載された発明の認定・理解が不十分であったケースがあった。

### (1) 本件の認定・理解について

本件発明の認定や理解が不十分であったため、スクリーニングの過程で抽出されなかったと思われるケースが見受けられた。

#### ●審判 No.1 (無効 2003-35344)

請求項1は、プラスチック容器と二次包材によって包装された注射剤に関する発明であって、ヘッドスペース部分及び／又は二次包材内の酸素ガス濃度が1.2~10vol%である点を特徴としており、従属項には注射剤が重炭酸イオンを含有する点や、ヘッドスペース部分等の炭酸ガス濃度が規定されている。一方、証拠(特開平5-261141号公報:甲第1号証)には、プラスチック製容器と包装材で包装した医療用水溶液であって、容器と包装材との空間部を炭酸ガス雰囲気とすることが記載されているが、酸素ガス濃度は全く記載されていない。しかしながら、審決では、証拠に記載された容器の容積や大気中の酸素含有量などから、ヘッドスペース部分と二次包装内の全容積と酸素容積を計算した結果、酸素ガス濃度が本件請求項1の数値範囲と重複することから、両発明が同一であると認定している。なお、検索式から判断すると、証拠は検索式2でヒットしていたと推測されるが、上記のように「酸素ガス濃度」について記載されていなかったことから、スクリーニングの際に見落とされたと推測される。

#### (考察)

一般に、独立項は発明が抽象的に表現されており、従属項や明細書中にその具体的な手段が記載されていることが多い。本件発明の認定や理解にあたっては、独立項の表現だけにとらわれることなく、従属項や明細書等の記載を検討して発明を正確に認定する必要がある。

### (2) 先行技術文献に記載された発明の認定・理解について

先行技術文献に記載された発明の認定が不十分であったため、スクリーニングの過程で抽出されなかったと思われるケースがあった。

#### ●審判 No.4 (無効 2006-80074)

請求項1は、ノズル支持部材(4)と2つの室外機取付け部材(5)とを備えた室外機の補助冷却装置であって、ノズル支持部材(4)を室外機取付け部材(5)に取り付ける連結位置を上下に相対的に変えられる発明である。一方、証拠(特開2000-46443号公報:甲第1号証)は、取付けアングル30を上下動できる空気調和機用散水装置に関し、「また、上記実施の形態2では、取付けアングル30を上下アングル37,38に二分したものを示したが、上中下の三分割などもっとたくさんに分割しても作ることができる。」(段落0052)との記載がある。審決では、この記載から、本件発明のようにノズル支持部材(4)と上下の室外機取付け部材(5)とを備える(すなわち上中下の三分割)構成とし、さらに上下位置を可変とすることが記載されているとし、本件発明と同一の発明が記載されていると認定している。なお、検索式から判断すると、証拠は検索式2でヒットしていたと推測されるが、ヒット件数が172件と比較的多かったこと、上記のように一行記載であったことから、スクリーニングの際に見落とされたと考えられる。

#### ●審判 No.7 (無効 2007-800188)

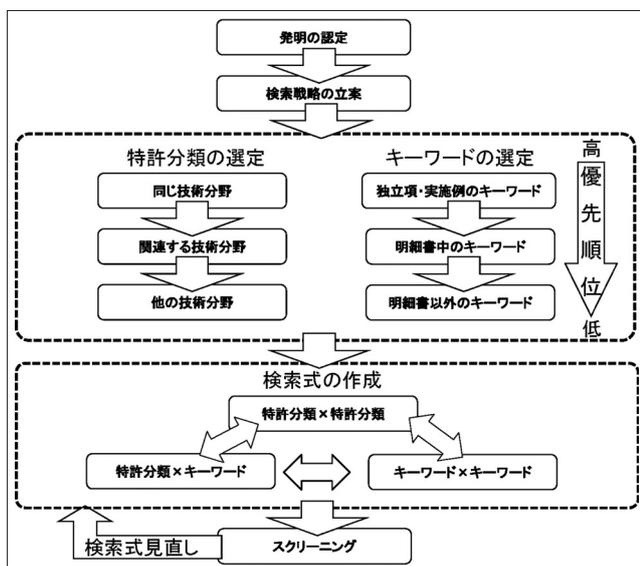
上述したように、本件発明の数値範囲を満たす製品名(「FW18」)が証拠の実施例に記載されており、本件発明と証拠に記載の発明との同一性が認定されている。なお、検索式から判断すると、証拠は検索式2でヒットしていたと推測されるが、上記のように明細書中にDBP吸油量などは一切記載されておらず、製品名が記載されていたことから、スクリーニングの際に見落とされたと考えられる。

#### (考察)

先行技術文献に記載された発明は、その明細書等を十分に読み込んで認定する必要がある。一行記載や製品名など、疑わしい記述についても注意深く検討し、必要に応じて他の資料を調べるのが好ましい。

## 7. 精度の高い調査方法の考察

以上の結果を踏まえ、精度の高い調査方法について考察した。図2は、その調査方法の概略を示したフローチャートである。



(図2：調査の流れ)

### (a) 発明の認定

まずは調査対象となる発明の認定を正確に行う。発明の認定では、特許請求の範囲に記載された発明から技術分野と発明特定事項を抽出し、後述する特許分類やキーワードの選定を行う。発明の認定は、本件の技術分野や実施例などに拘泥しすぎることなく、基本的には特許請求の範囲の記載に基づいて行う。ただし、独立項は上位概念で抽象的に記載されていることが多いため、従属項や明細書等の記載からその下位概念も十分に把握する。機能的な表現は別の手段で表されていないかどうか、パラメータは他の単位に換算できないかどうかなども検討する。

### (b) 検索戦略の立案

次に、認定した発明に基づいて検索戦略を立案する。検索式の作成は、基本的に独立項から検索を行うことが好ましいが、上記のように独立項の表現が抽象的な場合において従属項などで具体的な手段が表されている場合は、従属項から調査を行うことが有効なこともある。ただし、従属項を対象にした検索で適切な先行技術文献が見つからなければ、より上位の請求項にまで検索範囲を拡張し、独立項についても十分に調査を行う必要がある。スクリーニングで見落としを少なくするには、1つの検索式でのヒット件数は多くな

り過ぎないようにすることが好ましい。そのためには、必要に応じて特許分類やキーワードを掛け合わせるなどして少ない件数の集合を作成してしっかり読み込み、その後キーワードを検索式から外すなどして検索範囲を拡張していく方法が有効である。

また、調査の前に検索報告書を確認できるのであれば、検索式の内容を検討することで、調査担当者の発明の認定、使用した特許分類やキーワードなどが適切であったかどうかを検証することができる。そのうえで、適切な特許分類やキーワードを検討して検索式を作成すれば、本件により近い内容の発明が開示された先行技術文献が見つかる確率を高めることができると思われる。

### (c) 特許分類の選定

特許分類の選定は、先行技術文献を検索でヒットさせられるかどうか大きな影響を与える。まずは本件に付与されている特許分類を参考に、適切なFIやFタームを選択して検索を行う。ただし、Fタームを信用しすぎること無く、必要に応じてキーワードを掛け合わせたり、FIを使用したりするなどして検索漏れを少なくする。

本件に付与されているFIやFタームで適当な文献が見つからなければ、本件と同じ技術分野における他の特許分類で検索を行う。例えば、本件と同一のテーマコードで他のFタームなどである。それでも先行技術が見つからない場合は、技術分野を拡張・変更して検索を行う。その際に、本件に付与されている特許分類の上の階層から先行技術文献が見つかる場合もある。必要に応じて、更に上の階層や他の技術分野の特許分類、あるいは特許分類を使用せずにキーワードのみの検索式を作成することも有効である。

### (d) キーワードの選定

キーワードについては、同義語・狭義語を使用することが検索漏れ対策に重要である。同義語・狭義語は、上述したように本件明細書の具体例や特許分類の解説などのほか、シソーラス辞書などを利用して探すこともできる。ただし、キーワードの数が増えるとヒット件数やノイズが多くなるため、調査の効率の観点からは、優先順位の高いキーワードから使用し、関連する先行技術文献が見つからなければ優先順位の低いキーワードへと拡張していく方法が有効である。

キーワードの優先順位としては、独立項の単語、従属項や実施例に挙げられた具体例、これら以外に明細書等に記載された具体例の順が好ましいと考えられる。なお、明細書等に記載されていない他の具体例や製品名などが検索時に予めわかっているならば、そのキーワードを使用することも有効である。また、検索対象としては、発明の主題に関連性の高い「発明の名称」、「要約」、「特許請求の範囲」や、審査官端末では「フリーキーワード」（検索式では「??キーワード」）を対象に掛け算を行い、関連する先行技術文献が見つからなければ「全文」（検索式では「キーワード/TX」）を対象とするなど、徐々に検索範囲を拡張していくとよい。なお、特に全文を対象とする場合は、ノイズを減らす目的で近傍検索を行うことも有効である。「近傍検索」とは、キーワードとキーワードの間の文字数を指定して検索する方法であり、キーワードどうしの距離が近い文献を検索することが可能となる。

#### (e) 検索式の作成

検索式は、特許分類とキーワードの掛け合わせ、特許分類どうしの掛け合わせ及びキーワードどうしの掛け合わせを組み合わせ、なるべく漏れが少なくなるように多面的に作成する。スクリーニングで見落としを防ぐためには、1つの検索式のヒット件数は、多くなりすぎないことが好ましく、例えば10～50件程度が好ましいであろう。1つの検索式で適当な先行技術文献が見つからなかった場合、必要に応じて特許分類やキーワードを拡張・変更・削除して検索範囲を広げていく。一般に、合計スクリーニング件数が少ないと調査漏れが多くなる傾向があるため、調査漏れを防ぐ目的からは合計スクリーニング件数を多くする必要がある。しかしながら、合計スクリーニング件数が多くなると調査に多くの時間や労力を要することから、費用対効果を考慮して最終的な合計スクリーニング件数を決める必要があるだろう。

#### (f) スクリーニング

スクリーニングでは、検索式でヒットした文献を注意深く読み込む。検索キーに関係する箇所は特に注意して読む必要があるが、それ以外でも一行記載などにも注意を払って読み込む。本件発明との関連性が疑わしい記載については、非特許文献など別の文献を調べることが必要であろう。

スクリーニングで抽出した先行技術文献のうち本件発明との関連性が高い文献については、その引用・被引用文献を調べることも有効である。引用・被引用文献から本件発明により近い発明が記載された先行技術文献が見つかることもある。引用・被引用文献から関連性の高い先行技術文献が見つかった場合、更にその引用・被引用文献を調べて芋づる式に先行技術文献を抽出する方法が有効である。

このようにして抽出した先行技術文献に付与されている特許分類やキーワードなどを参考に検索式を見直し、検索で使用していない特許分類やキーワードがあれば、必要に応じてそれらを使用して追加検索を行う。検索式をブラッシュアップすることで、目的とする先行技術文献が見つかる可能性を向上させることができる。

## 8. おわりに

先行技術調査は、調査対象となる発明に特許性があるかどうかを判断する上で非常に重要であり、そのスキルは、調査を専門とする者だけでなく、広く一般の弁理士も身につける必要がある。

しかしながら、先行技術文献を見つけるには高い調査能力が求められる。特に無効資料調査は、特許庁の審査等で見つけられなかった先行技術文献を見つける調査であるため、非常に難易度が高い。筆者の経験上、無効資料調査において審査段階の引用文献や参考文献よりも本件発明に近い発明が開示された先行技術文献が見つかる可能性はかなり低いと思われる。

ただし、今回検討した事項を参考にすれば、調査対象により近い先行技術文献が見つかる確率を高めることも可能である。特に、上述したように、調査を行う前に検索報告書の検索式の内容を検討することは非常に有効である。本稿が読者の調査の一助になれば幸いである。

#### (参考文献)

- (1) 日本技術貿易株式会社「5分でわかる『包袋に含まれる検索報告書』」  
[http://www.ngb.co.jp/ip\\_articles/detail/964.html](http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/964.html)
- (2) 特許庁審査基準 第IX部 審査の進め方 第2節各論
- (3) 工業所有権情報・研修館 調査業務実施者育成研修テキスト「検索の考え方と検索報告書の作成」 第26頁

(別表：審決一覧)

1. 無効 2003-35344 (審決日: 2004/10/19)

(1) 本件：特許第 3375518 号 (出願日: 1997/06/23)																			
発明の名称	注射剤																		
特許請求の範囲	「ガス透過性プラスチック容器に充填され、酸素ガス不透過性二次包材によって包装された注射剤において、ヘッドスペース部分及び二次包材内のガス組成が酸素ガス濃度 1.2~10vol%であることを特徴とする注射剤。」(請求項 1)																		
(2) 証拠：特開平 5-261141 号公報 (甲第 1 号証)																			
発明の名称	医薬用水溶液の安定化方法及び収容器																		
FI	A61J3/00,300Z A61J1/00,353																		
Fターム	4C047: AA11 AA31 BB11 BB13 BB17 BB18 BB20 BB22 BB25 BB28 CC04 CC21 GG05 GG40																		
(3) 検索式及び検索結果																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>テーマコード</th> <th>検索論理式</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 4C047</td> <td>添付文献</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2 4C047</td> <td>A61J1/00,353</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>3 4C047</td> <td>A61J1/00,390@S-¥02</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>4 4C047</td> <td>A61J1/00,300@Z-¥02-¥03</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>5 4C047</td> <td>\$A61J3/00,300-¥02-¥03-¥04</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table>	テーマコード	検索論理式	件数	1 4C047	添付文献	3	2 4C047	A61J1/00,353	94	3 4C047	A61J1/00,390@S-¥02	144	4 4C047	A61J1/00,300@Z-¥02-¥03	117	5 4C047	\$A61J3/00,300-¥02-¥03-¥04	168
テーマコード	検索論理式	件数																	
1 4C047	添付文献	3																	
2 4C047	A61J1/00,353	94																	
3 4C047	A61J1/00,390@S-¥02	144																	
4 4C047	A61J1/00,300@Z-¥02-¥03	117																	
5 4C047	\$A61J3/00,300-¥02-¥03-¥04	168																	
スクリーニング件数合計：526																			
備考：式 4 の「A61J1/00,300@Z」は「A61J3/00,300@Z」の誤記と思われる。 証拠は式 2 でヒットしていた可能性がある。																			

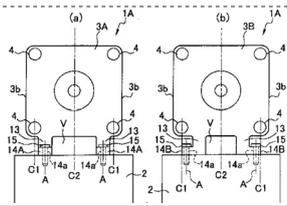
2. 無効 2004-80091 (審決日: 2005/02/01)

(1) 本件：特許第 3466005 号 (出願日: 1995/09/14)																						
発明の名称	回転駆動力伝達機構及びローラコンベア装置																					
特許請求の範囲	「軸線周りにそれぞれが回転可能、かつ互いに直交するように配置された駆動用シャフト及び従動用シャフトのうち駆動用シャフトの軸線周りの回転駆動力を従動用シャフトに対して軸線周りの力として伝達するための回転駆動力伝達機構において、前記従動用シャフトに同軸状に固定され、周方向に S 極及び N 極が交互に構成された円錐面を備える従動用傘車と、周方向に S 極及び N 極が交互に構成された円錐面が前記従動用傘車の円錐面に対して所定の隙間を介して対向するように前記駆動用シャフト上に同軸状に固定され、前記駆動用シャフトの軸線周りの回転駆動力を前記従動用傘車に磁気力を介して伝達することにより、前記従動用シャフトを軸線周りに回転させる駆動用傘車とを有することを特徴とする回転駆動力伝達機構。」(請求項 1)																					
(2) 証拠：実願昭 62-145151 号 (実用新案全文昭 64-50675) のマイクロフィルム (甲第 1 号証)																						
発明の名称	回転力伝導装置																					
FI	H02K49/10A																					
Fターム	5H649: BB02 BB04 GG08 GG15 GG16 HH08 HH15 HH16																					
(3) 検索式及び検索結果																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>テーマコード</th> <th>検索論理式</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3F033</td> <td>B65G13/06*[[磁+磁/TX]</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>2 3F033</td> <td>BC02*[[磁+磁/TX]-¥01</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>3 3F033</td> <td>[[磁+磁/TX]-¥01-¥02</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>4 3F033</td> <td>B65G13/06*BC02*[[傘+傘/TX +?かさ+かさ/TX]-¥01-¥02-¥03</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(回転*駆動*磁気*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(回転*駆動*磁石*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04-¥05</td> <td>233</td> </tr> </tbody> </table>	テーマコード	検索論理式	件数	1 3F033	B65G13/06*[[磁+磁/TX]	146	2 3F033	BC02*[[磁+磁/TX]-¥01	96	3 3F033	[[磁+磁/TX]-¥01-¥02	184	4 3F033	B65G13/06*BC02*[[傘+傘/TX +?かさ+かさ/TX]-¥01-¥02-¥03	30	5	(回転*駆動*磁気*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04	348	6	(回転*駆動*磁石*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04-¥05	233
テーマコード	検索論理式	件数																				
1 3F033	B65G13/06*[[磁+磁/TX]	146																				
2 3F033	BC02*[[磁+磁/TX]-¥01	96																				
3 3F033	[[磁+磁/TX]-¥01-¥02	184																				
4 3F033	B65G13/06*BC02*[[傘+傘/TX +?かさ+かさ/TX]-¥01-¥02-¥03	30																				
5	(回転*駆動*磁気*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04	348																				
6	(回転*駆動*磁石*直交*ローラ*コンベ)/TX-¥01-¥02-¥03-¥04-¥05	233																				
スクリーニング件数合計：1037																						

3. 無効 2005-80011 (審決日: 2005/06/14)

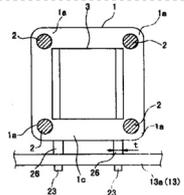
(1) 本件：特許第 3503612 号 (出願日: 2001/05/09)	
発明の名称	射出成形機の型縮装置

特許請求の範囲 「機台上に立設された固定盤と、該固定盤の隅部に止着した複数本のタイバーに通連され固定盤に対して進退自在に設けられている可動盤と、前記固定盤に対して前記可動盤を進退移動させる型締機構とを備えた射出成形機の型締装置において、前記固定盤の下側面には、固定盤の幅方向の中央部に空間をあけて、その両側に脚部が突設され、該各脚部は、前記固定盤の幅方向の中心からの対称位置であり、かつ前記タイバーの軸中心より固定盤の幅方向の中心側に寄った位置において前記機台上に固定手段によって固定されていることを特徴とする射出成形機の型締装置。」(請求項1)



(2) 証拠：特開 2000-301569 号公報 (甲第 1 号証)

発明の名称 固定盤の支持構造



FI B29C45/17

F ターム 4F206: JA07 JQ06 JQ82

(3) 検索式及び検索結果

	テーマコード	検索論理式	件数
1	4F202	CL01*CL44*AM33	7
2	4F202	CL01*CL44-¥01.428 件全文¥*[脚+足+ボルト+固定手段+軸心+軸中心+対称+空間+くり抜き]	146
3	4F202	CL01*CL44-Σ ¥.282 件全文¥*[変形+撓+歪]	43
4	4F202	CL01*CL44-Σ ¥	239
5	4F202	CL01*\$CL42*AM33-Σ ¥	15
6	4F202	CL01*\$CL42-Σ ¥.252 件全文¥*[脚+足+ボルト+固定手段+軸心+軸中心+対称+空間+くり抜き+変形+撓+歪]	123
7	4F202	CL01*\$CL42-Σ ¥	129
8	4F202	CL01*CL50-Σ ¥[本願ヒット]	140
9	4F202	CL01*AM33-Σ ¥.165 件全文¥*[脚+足+ボルト+固定手段+軸心+軸中心+対称+空間+くり抜き+変形+撓+歪]	80
10	4F202	B29C45/64*[[?タイバ+タイバ/TX]-Σ ¥.1183 件全文¥*[脚+足]	220
11	4F202	B29C45/64*[[?タイバ+タイバ/TX]-Σ ¥.1183 件全文¥*[軸心+軸中心+対称]	121

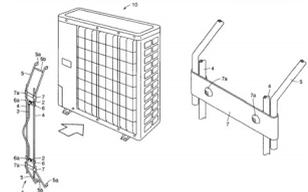
スクリーニング件数合計：1263

4. 無効 2006-80074 (審決日: 2007/01/25)

(1) 本件：特許第 3621023 号 (出願日: 2000/06/09)

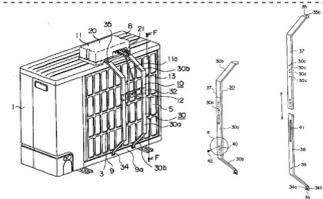
発明の名称 室外機の補助冷却装置

特許請求の範囲 「水を放散するノズル(2)と、前記ノズルを支持すると共に室外機に直接的に取り付けられないノズル支持部材(4)と、前記ノズル支持部材が上下に位置可変に取り付けられた部材(5)とを備え、室外機(10)に直接的に取り付けられる2つの室外機取付け部材(5)とを備え、前記ノズルは前記ノズル支持部材に位置可変に固定され、前記ノズル支持部材(4)を前記室外機取付け部材(5)に取り付ける連結部は、当該両部材の連結位置を上下に相対的に変えるものである。室外機の補助冷却装置。」(請求項1)



(2) 証拠：特開 2000-46443 号公報 (甲第 1 号証)

発明の名称 空気調和機用散水装置



FI F24F5/00M F25B39/04N F24F1/00.581 F24F1/42

F ターム 3L054: BA01 BA05 BB02 BB03

(3) 検索式及び検索結果

	テーマコード	検索論理式	件数
1	3L054	F24F5/00@M*ノズル/TX	32
2		F24F5/00@M*(水*冷却)/TX-¥1	172
3		F24F5/00@M*([水+放散+噴霧+吹き付+吹付])/TX-¥1-¥2	587
4	3L090	F25B1/00.381@(H+J)-¥1-¥2-¥3	196
5	3L055	F24F6/14*([位置+長さ+間隔+距離+ピッチ])/TX-¥1-¥2-¥3-¥4	78
6	4D073	[B05B15/06+B05B15/10]*(位置*可変)/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5	25
7		[B05B15/06+B05B15/10]*(複数*[長さ+間隔+距離+ピッチ]*[曲*変形+フレキシブル+チューブ])/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6	22

スクリーニング件数合計：1112

備考： 式 2, 3 はテーマコード「3L054」を、式 7 は「4D073」を使用していると思われる。

証拠は式 2 でヒットしていた可能性がある。

## 5. 無効 2006-80216 (審決日: 2007/10/17)

(1) 本件: 特許 3521643 号 (出願日: 1996/09/11)			
発明の名称	チューブの成形体		
特許請求の範囲	「テトラフルオロエチレンとパーフルオロ(アルキルビニルエーテル) [ただし、パーフルオロアルキル基の炭素数は1~7]との共重合体で、パーフルオロ(アルキルビニルエーテル)に基づく重合単位の含有量が3.2~5モル%であり、容量流速が0.5~100mm <sup>3</sup> /秒である共重合体を成形して得られるチューブ。ただし、容量流速は、高化式フローテスターを使用して、温度380℃、荷重7kgで、直径2.1mm、長さ8mmのノズルから共重合体を熔融流出させ、単位時間(秒)に流出する共重合体の容量(mm <sup>3</sup> )である。」(請求項1)		
(2) 証拠: 特開平 3-247609 号公報 (甲第1号証)			
発明の名称	安定なテトラフルオロエチレン共重合体		
FI	C08F214/26 C08F214/26		
Fターム	4J006: GA01 GA02 4J100: AC26P AE39Q AC27R AC29R AC43R AU39 BA19 CA04 CA05 CA27 CA31 DA09 DA36 EA05 HA21 HA61 HB03 HB42 HE01 HG27 BB18H JA11 JA43		
(3) 検索式及び検索結果			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	4F207	AA16.*[AG08.+ B29L23:00]	195
2	4F071	AA26.*BC05.-¥01	53
スクリーニング件数合計: 248			

## 6. 無効 2006-80263 (審決日: 2007/09/26)

(1) 本件: 特許第 3662815 号 (出願日: 2000/05/26)			
発明の名称	熱着用シリコンゴムロール		
特許請求の範囲	「ロール軸と、該ロール軸の外周に設けられたシリコンゴム層と、該シリコンゴム層の外周に設けられたフッ素樹脂層及び/又はフッ素ゴム層とを有し、該シリコンゴム層が、(A)ケイ素原子に結合したアルケニル基を一分子中に少なくとも2個含有し、分散度が1.0~3.0であり、平均分子量が30,000~100,000のオルガノポリシロキサン、(B)ケイ素原子に結合した水素原子を一分子中に少なくとも2個含有するオルガノヒドロジエンポリシロキサン;(A)成分中のアルケニル基1個に対し該ケイ素原子結合水素原子の量が0.1~3.0当量となる量、及び(C)白金族金属系触媒を含有するシリコンゴム組成物の硬化物からなることを特徴とする熱着用シリコンゴムロール。」(請求項1)		
(2) 証拠: 特開平 11-60955 号公報 (甲第1号証)			
発明の名称	フッ素樹脂又はフッ素ラテックスコーティングシリコンゴム定着ロール		
FI	G03G15/20.103 C08K3/04 C08K3/22 C08L83/05 C08L83/07 G03G15/20.515		
Fターム	2H033: AA25 AA31 BB05 BB06 BB14 BB15 4J002: CP04X CP14W DA038 DE098 DE118 DE176 DJ017 FD017 FD068 FD156		
(3) 検索式及び検索結果			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	2H033	[??オルガノポリシロキサン+オルガノポリシロキサン/TX]*[??分子量+分子量/TX]*[??硬度+硬度/TX]	25
2	2H033	[JIS.5N.6253/TX]-¥1	5
3	4J002	[JIS.5N.6249/TX]-¥2-¥1	17
4	4J002	[??シリコン+シリコン/TX]*[JIS.5N.6253/TX]-¥3-¥2-¥1	94
5		引用文献, 被引用文献	73
スクリーニング件数合計: 214			

## 7. 無効 2007-800188 (審決日: 2008/02/20)

(1) 本件: 特許第 3734944 号 (出願日: 1997/11/04)			
発明の名称	レーザーマーキング用樹脂組成物、レーザーマーキング方法及びレーザーマーキングした成形品		
特許請求の範囲	「(a)熱可塑性ポリエステル樹脂に対し、(b)平均粒子径が20nm以下であり、かつDBP吸油量が35~130ml/100gであるカーボンブラックを全組成物中の割合として0.001~3重量%配合したことを特徴とするレーザーマーキング用樹脂組成物。」(請求項1)		
(2) 証拠: 特開平 6-136273 号公報 (甲第1号証)			
発明の名称	レーザーマーキング用樹脂組成物		
FI	B23K26/00B C08K3/38 C08L101/00 C08K3/34 C08L101/00 C08K3/04 C08K3/38		
Fターム	4E068: AB01 CA15 CA17 DB10 4J002: EW048 FD206 FD207 FD138 FD010 FD130 AA011 CF071 CF051 CH061 BC031 CG001 CM041 CG032 CD122 CH062 BC112 BC032 FD132 DK006 DG046 DD086 DE066 DE146 DE086 DE076 DA037 EU028 EL028 EJ058 DH046		
(3) 検索式及び検索結果			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	4J002	<1.CF04>*DA03.(780)*全文2次 [レーザー+マーキング]	36
2	4J002	CF04.*DA03.-¥1(1089)*全文2次 [レーザーマーキング]	4
3	4J002	DA03.*レーザーマーキング/TX-¥1,2	21
4	無ターム	(カーボンブラック*レーザーマーキング)/TX	33
5	無ターム	カーボンブラック*(粒子径+粒径)*吸油量/TX(124)*全文2次 [レーザー+マーキング]	14
スクリーニング件数合計: 108 証拠は式1又は式2でヒットしていた可能性がある。			

8. 無効 2007-800232 (審決日: 2008/06/04)

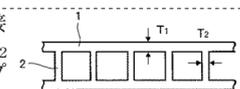
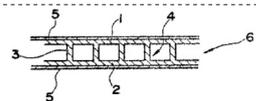
(1) 本件：特許第 3863778 号 (出願日: 2000/07/31)			
発明の名称	アルミノシリケート安定化ハロゲン化ポリマー		
特許請求の範囲	「安定化されたハロゲン化ポリマー組成物であって、該組成物は、ハロゲン化ポリマー樹脂および安定剤を含み、該安定剤は、式 $M_{2/n}O \cdot Al_2O_3 \cdot ySiO_2 \cdot wH_2O$ の合成結晶性アルミノシリケートを含み、ここで、M は、電荷均衡カチオンであり、n は、M の原子価でありかつ 1 または 2 であり、y は、 $SiO_2$ のモル数でありかつ 1.8~15 であり、そして w は、1 分子の該アルミノシリケートあたりの水和水のモル数であり、ここで、該アルミノシリケートは、0.01 $\mu m$ ~1 $\mu m$ の範囲の平均微結晶サイズを有し、ここで、該アルミノシリケートは、ゼオライト A、ゼオライト X、ゼオライト Y、およびそれらの混合物からなる群より選択されるゼオライトである、組成物。」(請求項 1)		
(2) 証拠：特公昭 58-18939 号公報 (甲第 1 号証)			
発明の名称	塩素含有重合体の熱安定化法		
FI	C08L7/00 C08L27/00 C08L27/00 C08L27/00 C08K3/34 C08K5/09 C08L7/00 C08L23/00 C08L27/00 C08K3/00 C08L33/00 C08K3/34 C08K5/00 C08K5/098 C08L21/00 C08L101/00 C08L1/00 C08L33/02		
F ターム	4J002: BD041 BD061 BD071 BD081 BD051 BD101 BB241 BD091 ED028 BD181 AC091 BG012 BH022 FD062 CH023 BH023 BG013 FD063 DJ016 FD066 DE087 DE077 DE067 DE107 DE157 DJ007 EG037 EG047 EG077 EG107 EG057 EN117 EH077 EU027 EJ067 EV157 EZ047 EZ077 EZ087 FD067 EC048 ED038 EC058 EH058 EH118 EH078 EJ068 EH108 EH098 EH148 EN118 EU028 EV158 FD068 EH068 EV348 EV078 EV178		
(3) 検索式及び検索結果			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	4J002	BD03.*DJ00.*(DG04. + DH03. + EE04. + EW06. + EZ00. + EU07. + EH04. + EJ00. + EV01.) (1677)* 全文二次[K 値]	30
2	4J002	BD03.*DJ00.*(DG04. + DH03. + EE04. + EW06. + EZ00. + EU07. + EH04. + EJ00. + EV01.)-¥1(1647)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[外表面積+外部表面積+細孔径+孔直径]]	17
3	4J002	BD03.*DJ00.*(DG04. + DH03. + EE04. + EW06. + EZ00. + EU07. + EH04. + EJ00. + EV01.)-¥1-¥2(1630)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[脱水+か焼+カ焼]]	39
4	4J002	BD03.*DJ00.-¥1(1902)* 全文二次[K 値]	5
5	4J002	BD03.*DJ00.-¥1-¥4(1897)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[外部表面積+外表面積+細孔径+孔直径]]	15
6	4J002	BD03.*DJ00.-¥1-¥4(1897)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[脱水+か焼+カ焼]]	43
7	4J002	(AC09. + BD15. + BD10. + BD18.)*DJ00.-¥1-¥4(2465)* 全文二次[K 値]	3
8	4J002	(AC09. + BD15. + BD10. + BD18.)*DJ00.-¥1-¥4-¥7(2462)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[外部表面積+外表面積+細孔径+孔直径]]	9
9	4J002	(AC09. + BD15. + BD10. + BD18.)*DJ00.-¥1-¥4-¥7-¥8(2453)* 全文二次[[ゼオライト+アルミノシリケート]*[脱水+か焼+カ焼]]	35
10	4J002	(BD03. + AC09. + BD15. + BD10. + BD18.)*[??ゼオライト+ゼオライト/TX +??アルミノシリケート+アルミノシリケート/TX]*[??脱水+脱水/TX +??か焼+か焼/TX +??カ焼+カ焼/TX +??外表面積+外表面積/TX +??外部表面積+外部表面積/TX]-¥1-¥4-¥7	133
11	4J002	DJ00.*[??ゼオライト+ゼオライト/TX]*[??脱水+脱水/TX +??か焼+か焼/TX +??カ焼+カ焼/TX]*[??結晶化度+結晶化度/TX]-¥1-¥4-¥7-¥10	11
12	無テーマ	[??ゼオライト+ゼオライト/TX]*[??か焼+か焼/TX +??カ焼+カ焼/TX +??スチーミング+スチーミング/TX]*[??結晶化度+結晶化度/TX]-¥1-¥4-¥7-¥10-¥11	95
スクリーニング件数合計：435			

9. 無効 2008-800249 (審決日: 2010/01/29)

(1) 本件：特許第 3893292 号 (出願日: 2002/01/17)			
発明の名称	毛髪化粧料組成物		
特許請求の範囲	「下記の A 成分及び B 成分を含有することを特徴とする毛髪化粧料組成物。 A 成分：ポリフェノール類を含有する植物エキス。 B 成分：ベンジルアルコール、フェネチルアルコール、 $\gamma$ -フェニルプロピルアルコール、シナミルアルコール、アニスアルコール、p-メチルベンジルアルコール、 $\alpha$ -ジメチルフェネチルアルコール、 $\alpha$ -フェニルエタノール、フェノキシエタノール、フェノキシイソプロパノール及び 2-ベンジルオキシエタノールから選ばれる少なくとも一種の芳香族アルコール、硫酸カリウムアルミニウム、硫酸アンモニウムアルミニウム、硫酸ナトリウムアルミニウム、酢酸アルミニウム、ペヘン酸アルミニウム、クエン酸アルミニウム、カブロン酸アルミニウム、塩化アルミニウム、塩酸アルミニウム、アラントインククロヒドロキシアルミニウム、アラントインジヒドロキシアルミニウム、ジミリスチン酸アルミニウム、ジ-dl-ピロリドンカルボン酸アルミニウム、水酸化アルミニウム、ククロヒドロキシアルミニウム、イソステアリン酸アルミニウム、グリシナルミニウム、ラノリン酸アルミニウム、モノステアリン酸アルミニウム、酸化アルミニウム、アルミニウムセスキクロロハイドレート、アルミニウムセスキクロロハイドレックス PEG、アルミニウムセスキクロロハイドレックス PG 及び硫酸アルミニウムから選ばれる少なくとも一種のアルミニウム化合物、パラフェノールスルホン酸亜鉛、酢酸亜鉛、酸化亜鉛、硫酸亜鉛、ラウリン酸亜鉛及びグルコン酸亜鉛から選ばれる少なくとも一種の亜鉛化合物、並びにサポニンから選ばれる少なくとも二種(但し、芳香族アルコール、アルミニウム化合物及びサポニンからなる組み合わせを除く)。」(請求項 1)		
(2-1) 証拠 (a)：特開平 10-194923 号公報 (甲第 17 号証)			
発明の名称	乳化組成物		
FI	A61K7/00K A61K7/00N A61K7/48 B01F17/56 A61K8/00 A61K8/06 A61K8/37 A61K8/98 A61Q5/00 A61Q19/00		
F ターム	4C083: A071 AA072 AA081 AA082 AA112 AA122 AB032 AB212 AB222 AC012 AC022 AC092 AC122 AC182 AC242 AC352 AC421 AC422 AC442 AC482 AC582 AD092 AD512 CC02 CC05 CC07 CC31 CC39 DD22 DD23 DD27 DD31 DD33 EE01 EE06 FF05 4D077: AA09 AB11 AB20 AC01 BA07 BA13 DC02Y DC12Y DC19Y DC27Y DC32Y DC36Y DD04Y DD36Y DE09Y DE02Y		
(2-2) 証拠 (b)：特開平 4-69324 号公報 (甲第 21 号証)			
発明の名称	染毛料		
FI	A61K7/13 A61K8/00 A61K8/20 A61K8/23 A61K8/33 A61K8/36 A61K8/365 A61K8/40 A61K8/58 A61K8/97 A61Q5/10		

Fターム	4C083:	AA111 AB211 AB311 AB312 AB331 AB332 AB351 AB352 AC271 AC301 AC302 AC471 AC472 AC532 AC542 AC642 AC692:AC712 AC731 AC732 AC792 AC931 AC932 BB05 BB07 CC36 DD06 EE26	
<b>(3) 検索式及び検索結果</b>			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	4C083	CC31* サポニン/CL	49
2	4C083	CC31*(アルミ*亜鉛)/CL* サポニン/TX-¥1	3
3	4C083	CC31*[AB22. + \$AB21.]* サポニン/TX-¥1-¥2	17
4	4C083	CC31*[AB22. + \$AB21.]*AD39.1-¥1-¥2-¥3	26
5	4C083	CC31*AA11.*AC15.*[AB22. + \$AB21.]*AD39.-¥1-¥2-¥3-¥4	6
6	4C083	CC31* サポニン/TX*(オウゴン+センコツ+ワレモコウ+茶+トチュウ+桂皮+ケイヒ)/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5	106
7	4C083	CC31*AD39.*ポリフェノール/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6	22
8	4C083	AA11.*AC15.*[\$AB21. + AB22.]*AD39.-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6-¥7	8
9	4C083	CC31*(サポニン*毛髪.99N,弾力)/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6-¥7-¥8	2
10	4C083	CC31*[AA11.1 + AD39.1]*毛髪.99N,弾力/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6-¥7-¥8-¥9	60
11	4C083	[AA11.1 + AD39.1]*(アルミ+亜鉛)/TX*毛.99N,弾力/TX-¥1-¥2-¥3-¥4-¥5-¥6-¥7-¥8-¥9-¥10	16
12	4C083	ポリフェノール.99N,弾力/TX	11
13	4C083	(アルミ.99N,弾力+亜鉛.99N,弾力)/TX	24
14	4C083	芳香族アルコール.99N,風合/TX	5
スクリーニング件数合計: 355			

10. 無効 2008-800252 (審決日: 2009/03/19)

<b>(1) 本件: 特許第 4114397 号 (出願日: 2002/05/20)</b>			
発明の名称	平滑性と平坦性が改善されたプラスチック段ボール		
特許請求の範囲	「プラスチックを材料とし、2枚の平板からなるライナーの間を互いに平行に走る多数のリブが接続した構造のプラスチック段ボールにおいて、ライナーの厚さ T <sub>1</sub> とリブの厚さ T <sub>2</sub> との間に、T <sub>2</sub> /T <sub>1</sub> =0.3~0.6 (ただし、0.35 を除く) の関係があることを特徴とする平滑性と平坦性が改善されたプラスチック段ボール。」(請求項1)		
			
<b>(2) 証拠: 特開平 2-241734 号公報 (甲第 2 号証)</b>			
発明の名称	金属樹脂複合板およびその製造方法		
			
FI	B32B15/08E B32B3/20		
Fターム	4F100: YY00A AK01A DC25A JB04A BA44A YY00B AB01B BA10B YY00C AB01C BA10C AK53G EB012 ED712 EC182 EB342 AK07 AB10 BA03 BA06 BA13 BA22 BA02 CB00 ED45 GA04 JL04 JL03 JK15 EH112 EH172 EJ812 EJ55 GB08		
<b>(3) 検索式及び検索結果</b>			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	4F100	< A.B.C.D.E:AK01.(DD12 + DD22).AK01 > *(JK14. + JK15. + JL04.)	128
2	4F100	< A.B.C.D.E:AK01.(DD12 + DD22).AK01 > - Σ [(二次全文)ライナ.99N,厚/tx + リブ.99N,厚/tx + 平滑性 + 平坦性]	67
3	4F100	(DD12. + DD22.)*AK01.*(JK14. + JK15. + JL04.) - Σ [(二次全文)ライナ.99N,厚/tx + リブ.99N,厚/tx + 平滑性 + 平坦性]	38
4	4F100	[(DD12. + DD22.)*AK01.-Σ]*[ライナ.99N,厚/tx + リブ.99N,厚/tx + 平滑.3N,性/tx + 平坦.3N,性/tx]	141
5	4F100	B32B3/28@B-Σ [(二次全文)ライナ.99N,厚/tx + リブ.99N,厚/tx + 平滑性 + 平坦性]	60
6		[ブラ.5N,段ボール/tx + ブラ.5N,ダンボール/tx]*[ライナ.99N,厚/tx + リブ.99N,厚/tx] - Σ	139
7		[プラスチック段ボール.99N,ヒケ/tx + プラスチックダンボール.99N,ヒケ/tx] - Σ	2
スクリーニング件数合計: 575			

11. 無効 2009-800125 (審決日: 2010/02/18)

<b>(1) 本件: 特許第 4261103 号 (出願日: 2000/08/14)</b>	
発明の名称	コンベヤー潤滑剤、応力亀裂に対する熱可塑性容器の不動態化および熱可塑性材料の応力亀裂抑制剤
特許請求の範囲	「水混和性シリコン物質と水混和性潤滑剤との混合物を、コンベヤーの容器接触表面の少なくとも一部分に適用するか、あるいは容器のコンベヤー接触表面の少なくとも一部分に適用することからなる、コンベヤーに沿った容器の通路を潤滑する方法。」(請求項1)
<b>(2-1) 証拠 (a): 特公昭 49-17993 号公報 (甲第 1 号証)</b>	
発明の名称	殺菌性潤滑剤
FI	C10M173/02 C10N30:16 C10N40:00Z
Fターム	4H104: AA01Z BB16A BE02A BE03C BE27C LA03 LA06 LA08
<b>(2-2) 証拠 (b): 特開平 1-96294 号公報 (甲第 3 号証)</b>	
発明の名称	コンベヤーベルト用殺菌潤滑剤
FI	C10M133:16 C10M129:40 C10M133:06 C10M141/06 C10N30:00Z A01N25/00 C10N40:00Z C10M141/06 C10N30:16 C10N30:16 A01N25/00 A01N25/30 A01N25/34Z A01N33/12.101 A01N37/20
Fターム	4H104: BB17C BE02C BE11C BE38C EB04 LA08 PA50 QA05 4H011: AA02 BA01 BA05 BB04 BC03 BC06 BC19 DA13 DD05 DG16 DH03

(3) 検索式及び検索結果			
	テーマコード	検索論理式	件数
1	3E086	AD04*BA25	13
2	3E086	[AD04-¥1]*[潤滑剤]	11
3	3E086	[BB74-[¥1+¥2]]*[潤滑剤]	10
4	3E086	AD04*BB55-[¥1+¥2+¥3]	27
5	3E086	BA24*BB55-[¥1+¥2+¥3+¥4]	169
6	3E062	[AC02*CA01-[¥1~¥5]]*[潤滑剤]	2
7	3E062	[AC02*JD06-[¥1~¥6]]*[潤滑剤]	1
8	3E062	[AA09*AC02-[¥1~¥7]]*[潤滑+油脂+オイル+摩擦+グリセリン+シリコーン+シリコン+シロキサン]	255
9	3E033	[AA01*EA10-[¥1~¥8]]*[潤滑+油脂+オイル+摩擦+グリセリン+シリコーン+シリコン+シロキサン]	73
10	3E086, 3E062, 3E033, 3E067	??潤滑剤-[¥1~¥9]	62
11	4H104	[CJ01+AA21]-[¥1~¥10]	25
12	4H104	??容器*??潤滑*??コンベア-[¥1~¥11]	17
13	-	??容器*??潤滑剤*[??コンベア+??コンベヤ]-[¥1~¥12]	8

スクリーニング件数合計：673  
備考：式2~9のキーワードはすべて「/TX」で検索したと思われる。

※別表の見方：

- 「(1)本件」には、本件の特許番号と発明の名称、審決において無効判断の対象となった特許請求の範囲（独立項）を掲載した。
- 「(2)証拠」には、本件発明と同一と認定された先行技術文献の番号と発明の名称、付与されている特許分類（FI, F ターム）を掲載した。特許分類は SRPARTNER から取得した。
- 「(3)検索式及び検索結果」には、検索報告書の検索式とヒット件数を掲載した。

(原稿受領 2013. 11. 18)

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。  
一般向き。A4判30頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

広報・支援・評価室  
e-mail: panf@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話: 03(3519)2361(直)  
FAX: 03(3519)2706

